

保険証は正しく使いましょう

- ・ 保険証のサイズが小さくなり、紛失・破損にご注意ください。
- ・ 保険証の貸し借りは厳禁です。記載内容を書きかえると無効になります。
- ・ 期限が切れたもの、コピーしたものは使用できません。
- ・ 保険証は犯罪などに使われることがありますので、保管には十分注意してください。

古い保険証の返却

新しい保険証の発行により、現在の保険証の利用は、3月31日までとなります。各家庭に残った古い保険証は有効期限の有無にかかわらず、市へ返却をお願いします。返却は、4月1日から市役所市民課、保険年金課、東・形原・西浦の各出張所で受け付けますので、各所へ直接または郵送でお届けください。



古い保険証は返却を

国民健康保険の届出は14日以内に

国民健康保険は、会社などに勤めている人が加入している健康保険などとは違い、加入するときも、やめるときも、異動があった日から14日以内に届出をしなければなりません。

▼届け出が遅れると：

加入するとき

やめるとき

加入資格が発生した月の分までさかのぼって保険税を納めていただきます。ただし、届出が遅れた間の医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となります。国民健康保険の資格がないのに国民健康保険の保険証で医療を受けた場合、国民健康保険で負担した医療費を返還していただくこととなります。

▼こんなときは14日以内に届出を

こんなときは	持参するもの	
国保に加入する	他市区町村から転入した	印かん、転出証明書
	・職場の健康保険をやめた ・職場の健康保険の被扶養者から外れた	印かん、職場の健康保険をやめた証明書、被扶養者でない証明書(資格喪失証明書)
	子どもが生まれた	印かん、母子健康手帳
国保をやめる	他市区町村へ転出する	印かん、該当する人の保険証(世帯主の転出・死亡時は全員の保険証)
	死亡した ・職場の健康保険に加入した ・職場の健康保険の被扶養者になった	印かん、該当する人の保険証(国保)、職場の保険証
その他	市内で住所が変わった	印かん、全員の保険証
	世帯が分かれたり、一緒になった	
	世帯主が変わった	
	保険証の内容を訂正する	印かん、身分を証明するもの(運転免許証など)
保険証を紛失した		

※この届出方法は、平成20年4月1日からのものです。

お知らせ

国民健康保険高齢受給者証について

現在、70歳から74歳までの方(一部除く)に交付している高齢受給者証は、平成20年4月1日からの制度改正(左記のとおり)により、記載内容に変更が生じるため、3月末に新しい受給者証を郵送します。

【制度改正の内容】

- ・ 一部負担金割合引き上げの先送り
 - ・ 退職者医療制度の廃止
 - ・ 後期高齢者医療制度の創設
- このため、4月1日からは新しい受給者証を使用してください。また、現在使用している受給者証は市へ返却してください。(4月1日より市役所市民課、保険年金課、東・形原・西浦の各出張所で受け付けます。)

国民健康保険高齢受給者証
交付年月日 平成19年8月1日

記号	10	番号	0000
住所	蒲郡市旭町17番1号		
氏名	蒲郡 太郎	性別	男
氏名	蒲郡 花子	性別	女
生年月日	昭和11年1月11日		
部負担金の割合	2割 平成20年3月31日まで1割		
発給年月日	平成19年8月1日		
有効期限	平成20年7月31日		
受給者番号	230151		
受給者の名称及び住所	蒲郡市 電話番号 05337-26-1116		

※太枠内が変更箇所